

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年 5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

目次	ページ
規 則	
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………（環境生活部総務課）	54
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	54
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	55
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	55
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	55
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	55
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	55
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	56
道人事委員会規則	
○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	59
規 則	
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。	
平成26年 5月30日 北海道知事 高橋 はるみ	
北海道規則第56号	
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成25年北海道条例第65号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成26年6月1日とする。	
告 示	

蘭越土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成26. 5. 9	理 事	宮谷内 留 雄	磯谷郡蘭越町蘭越町177番地
同	同	同	親 谷 隆	同 蘭越町字三和207番地 4
同	同	同	向 田 正 幸	同 蘭越町名駒町436番地31
同	同	同	松 山 廣	同 蘭越町字日出220番地
同	同	同	伊 藤 章 夫	同 蘭越町目名町594番地 1
同	同	同	福 嶋 勝 幸	同 蘭越町字大谷395番地 7
同	同	同	宮 崎 次 男	同 蘭越町字讃岐129番地
同	同	同	椿 和 憲	同 蘭越町字富岡128番地 3
同	同	同	桶 矢 育 伸	同 蘭越町字初田224番地 6
同	同	同	前 田 穰	同 蘭越町蘭越町285番地
退 任	同 26. 5. 8	同	宮谷内 留 雄	同 蘭越町蘭越町177番地
同	同	同	親 谷 隆	同 蘭越町字三和207番地 4
同	同	同	椿 次 雄	同 蘭越町字富岡457番地15
同	同	同	伊 藤 章 夫	同 蘭越町目名町594番地 1
同	同	同	向 田 正 幸	同 蘭越町名駒町436番地31
同	同	同	松 山 廣	同 蘭越町字日出220番地
同	同	同	米 山 栄 藏	同 蘭越町字相生157番地
同	同	同	福 嶋 勝 幸	同 蘭越町字大谷395番地 7
同	同	同	西 河 幸 洋	同 蘭越町蘭越町292番地 1
同	同	同	桶 矢 育 伸	同 蘭越町字初田224番地 6

芦別市土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成26. 5. 13	理 事	中 住 昭	芦別市上芦別町38番地
同	同	同	寺 島 和 博	同 常磐町1257番地
同	同	同	面 村 宗一郎	同 福住町415番地の 1
同	同	同	賀 久 英 幸	同 北 5 条西 2 丁目17番地の 5
同	同	同	有 倉 征 寿	同 旭町96番地
同	同	同	佐々木 茂	同 黄金町193番地の 4

同	同	同	宮田武彦	同	野花南町2230番地		
同	同	監	事 宮原良一	同	常磐町1470番地		
同	同	同	矢野裕一	同	野花南町993番地の1		
退	任	同	26. 5.12	理	事 山地和夫	同	野花南町1720番地
同	同	同			寺島和博	同	常磐町1257番地
同	同	同			中山昭雄	同	野花南町2755番地
同	同	同			賀久英幸	同	北5条西2丁目17番地の5
同	同	同			澤田幸一	同	常磐町734番地の3
同	同	同			佐々木茂	同	黄金町193番地の4
同	同	同			有倉征寿	同	旭町96番地
同	同	同			面村宗一郎	同	福住町415番地の1
同	同	監		事	中住昭	同	上芦別町38番地
同	同	同			宮原良一	同	常磐町1470番地

北海道告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成26. 5.19	大雪土地改良区
同	美深土地改良区
同	東和土地改良区

北海道告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成26年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管	理	規	程	の	概	要																			
遠別土地改良区	第1頭首工	維	持	、	操	作	そ	他	管	理	に	つ	い	て	必	要	な	事	項	を	定	め	て	い	る		
同	第2頭首工	同																									
同	第3頭首工	同																									

北海道告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町鬼脇字鯉泊185、203の1、203の2、204
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 上川郡上川町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川総合振興局産業振興部林務課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第67号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年5月30日

北海道十勝総合振興局長 濱崎 隆文

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 落札に係る物品等の名称

フルカラー複写機等の賃貸借 1台1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(2) 数量

ア	1月当たりカラーコピー11,000枚、1月当たりモノクロコピー3,000枚	1台
イ	1月当たりカラーコピー 9,700枚、1月当たりモノクロコピー1,900枚	1台
ウ	1月当たりカラーコピー 3,000枚、1月当たりモノクロコピー1,200枚	1台
エ	1月当たりカラーコピー 3,000枚、1月当たりモノクロコピー 750枚	1台

2 落札を決定した日

平成26年4月23日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(2)のア及びイ

住所 札幌市中央区大通西6丁目1番地
氏名 富士ゼロックス北海道株式会社

(2) 1の(2)のウ及びエ

住所 帯広市南町東1条2丁目2番地
氏名 株式会社曾我

4 落札金額

(1) 1の(2)のア及びイ

月額賃貸借料	0円
フルカラーコピー	1枚当たり 6.80円
モノクロコピー	1枚当たり 1.38円

(2) 1の(2)のウ及びエ

月額賃貸借料	4,000円
フルカラーコピー	1枚当たり 8.00円
モノクロコピー	1枚当たり 1.54円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年3月7日付け北海道十勝総合振興局告示第44号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

北海道釧路総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年5月30日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（2.2m/2,300t級） 1台

（交換契約によりロータリ除雪車1台（300P S級1台）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（2.2m/2,300t級）を当該契約の相手方から調達する。）

イ ロータリ除雪車（1.5m/800t級） 1台

（交換契約によりロータリ除雪車1台（80P S級1台）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（1.5m/800t級）を当該契約の相手方から調達する。）

ウ 除雪トラック（10t級6×6専用型） 2台

（交換契約により除雪トラック1台（10t級6×6専用型）を契約の相手方に供し、除雪トラック2台を当該契約の相手方から調達する。）

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入期限 (1)のア及びイ 平成27年2月13日
(1)のウ 平成27年3月31日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(7) 納入地区において、当該調達物品を納入後10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平

成17年法律第86号)第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年5月30日(金)から同年6月25日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室(送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入札日時 平成26年7月10日午後1時30分(送付による場合は、同月9日午後5時30分必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、釧路建設管理部ホームページ(<http://www.kushiro>.)

pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.htm)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
- (3) 電話番号 0154-23-6114

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Rotary Snow Remover (length 2.2 meter / 2,300 tons class) Quantity 1
- b Rotary Snow Remover (length 1.5 meter / 800 tons class) Quantity 1
- c Snow-removal trucks (10-ton class [6 x 6]) Quantity 2

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 10, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., July 9, 2014)

C Bidding place and contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government Address : Futaba-cho 10-6, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan
Phone : 0154-23-6114

北海道釧路総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成26年5月30日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称(1台1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)及び数量

複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む）

ア モノクロ複写機等の賃貸借（建設行政課）

1台 調達予定枚数 1月当たり18,400枚

イ モノクロ複写機等の賃貸借（用地課）

1台 調達予定枚数 1月当たり13,800枚

ウ モノクロ複写機等の賃貸借（厚岸出張所）

1台 調達予定枚数 1月当たり 5,900枚

エ モノクロ複写機等の賃貸借（根室出張所）

1台 調達予定枚数 1月当たり 1,600枚

オ モノクロ複写機等の賃貸借（弟子屈出張所）

1台 調達予定枚数 1月当たり 1,800枚

カ モノクロ複写機等の賃貸借（中標津出張所）

1台 調達予定枚数 1月当たり 8,000枚

アからカまでは、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成26年8月1日から平成31年7月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年5月30日（金）から同年6月26日（木）まで（日曜

日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局3階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成26年7月7日（月）午前10時30分（送付による場合は、同月4日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道釧路総合振興局のホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujoyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの賃貸借の基本料金（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
- (3) 電 話 番 号 0154-43-9133

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of copying machine 1 set
- b Lease of copying machine 1 set
- c Lease of copying machine 1 set
- d Lease of copying machine 1 set
- e Lease of copying machine 1 set
- f Lease of copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., July 7, 2014

(Mailed bids must arrive no later than July 4, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Urami 2-chome 2-54, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan
Phone : 0154-43-9133

道 人 事 委 員 会 規 則

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1283

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-85）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,082円」を「1,113円」に、「664円」を「683円」に、「222円」を「228円」

に改め、同表備考中「70円」を「72円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、平成26年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）
- 3 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。
別表第2個別事項第53号中「。以下「船員等旅費規則」という。」を削り、同事項中第54号を削り、第55号を第54号とし、第56号から第58号までを1号ずつ繰り上げる。

正 誤

○平成26年4月22日（第2574号）

北海道告示第345号（土砂災害警戒区域の指定）の中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
87 左 27
誤 丁目
正 番

北海道告示第346号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）の中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
87 右 7
誤 丁目
正 番